型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
Ⅰ－1814	ホンダ　ＪＢＨ－ＡＡ01	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号
Ⅰ－1815	ホンダ　ＪＢＨ－ＡＦ58	〃	〃
Ⅰ－1820	ホンダ　ＪＢＨ－ＡＣ16	〃	〃
Ⅰ－1824	ホンダ　ＪＢＨ－ＴＡ03	〃	〃
Ⅰ－1825	ホンダ　ＪＢＨ－ＴＤ02	〃	〃
Ⅰ－1827	ホンダ　ＪＢＨ－ＡＣ18	〃	〃
Ⅰ－1828	ホンダ　ＪＢＨ－ＡＢ27	〃	〃
Ⅰ－1847	ホンダ　ＪＢＨ－ＡＦ77	〃	〃
Ⅰ－1850	ホンダ　ＪＢＨ－ＡＦ79	〃	〃
Ⅰ－1851	ホンダ　ＪＢＨ－ＡＦ78	〃	〃

○国土交通省告示第二百五十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
Ⅰ－1834	ホンダ　ＪＢＨ－ＡＡ03	五羊－本田摩托（広州）有限公司	中国広州市増城市新塘鎮永和新新六路１号
Ⅰ－1846	ホンダ　ＪＢＨ－ＡＡ05	〃	〃
Ⅱ－1804	ホンダ　ＥＢＪ－ＪＦ19	〃	〃
Ⅱ－1814	ホンダ　ＥＢＪ－ＪＦ31	〃	〃
Ⅱ－1816	ホンダ　ＥＢＪ－ＪＡ09	〃	〃
Ⅱ－1828	ホンダ　ＥＢＪ－ＪＣ64	〃	〃

○国土交通省告示第二百五十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
Ⅰ－1807	スズキ　ＪＢＨ－ＣＡ43Ａ	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
Ⅰ－1812	スズキ　ＪＢＨ－ＣＡ44Ａ	〃	〃
Ⅰ－1813	スズキ　ＪＢＨ－ＣＡ45Ａ	〃	〃
Ⅰ－1822	スズキ　ＪＢＨ－ＢＡ43Ａ	〃	〃
Ⅰ－1823	スズキ　ＪＢＨ－ＣＡ47Ａ	〃	〃
Ⅰ－1839	スズキ　ＪＢＨ－ＣＡ４ＡＡ	〃	〃
Ⅰ－1841	スズキ　ＪＢＨ－ＣＡ４ＢＡ	〃	〃
Ⅱ－1805	スズキ　ＥＢＪ－ＣＦ４ＥＡ	〃	〃
Ⅱ－1813	スズキ　ＥＢＪ－ＣＦ４ＭＡ	〃	〃
Ⅱ－1825	スズキ　ＥＢＪ－ＣＥ47Ａ	〃	〃

○国土交通省告示第二百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢上沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

山梨県大月市賑岡町浅利

字平石　八九一番
八九一番二
八九二番一
八九五番
八九五番内一
八九六番から九〇〇番まで
九二二番
九四三番及び九四四番
九五八番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

山梨県大月市賑岡町浅利

字平石　一〇〇七番内一　一号
二号
三号及び六号から八号まで
四号
五号
八九五番　九号及び十号
八九一番二　十一号
八九二番一　十二号
八八一番三　十三号
八七二番　十四号
八五八番　十五号

○国土交通省告示第二百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井出川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成四年建設省告示第六百七十四号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

長野県飯山市大字照岡
字せきの　二六九番メ　一号
二六九番シ　二号
二六九番四　三号
二六九番一　四号
二六九番三　五号
字入沢　九三五番レ　九号
九三五番チ　十号
九三五番一七　十一号
字山根　二五九番四　十二号
長野県飯山市大字一山　一四七五番ニ　六号
字崩　一四七四番ロの一　七号
一四七二番一　八号